

第7章 目標を達成するための施策・事業

| 7-1 | 目標達成のための施策・事業の位置づけ

基本方針の実現に向けた目標を達成するための施策・事業を以下のとおり実施します。

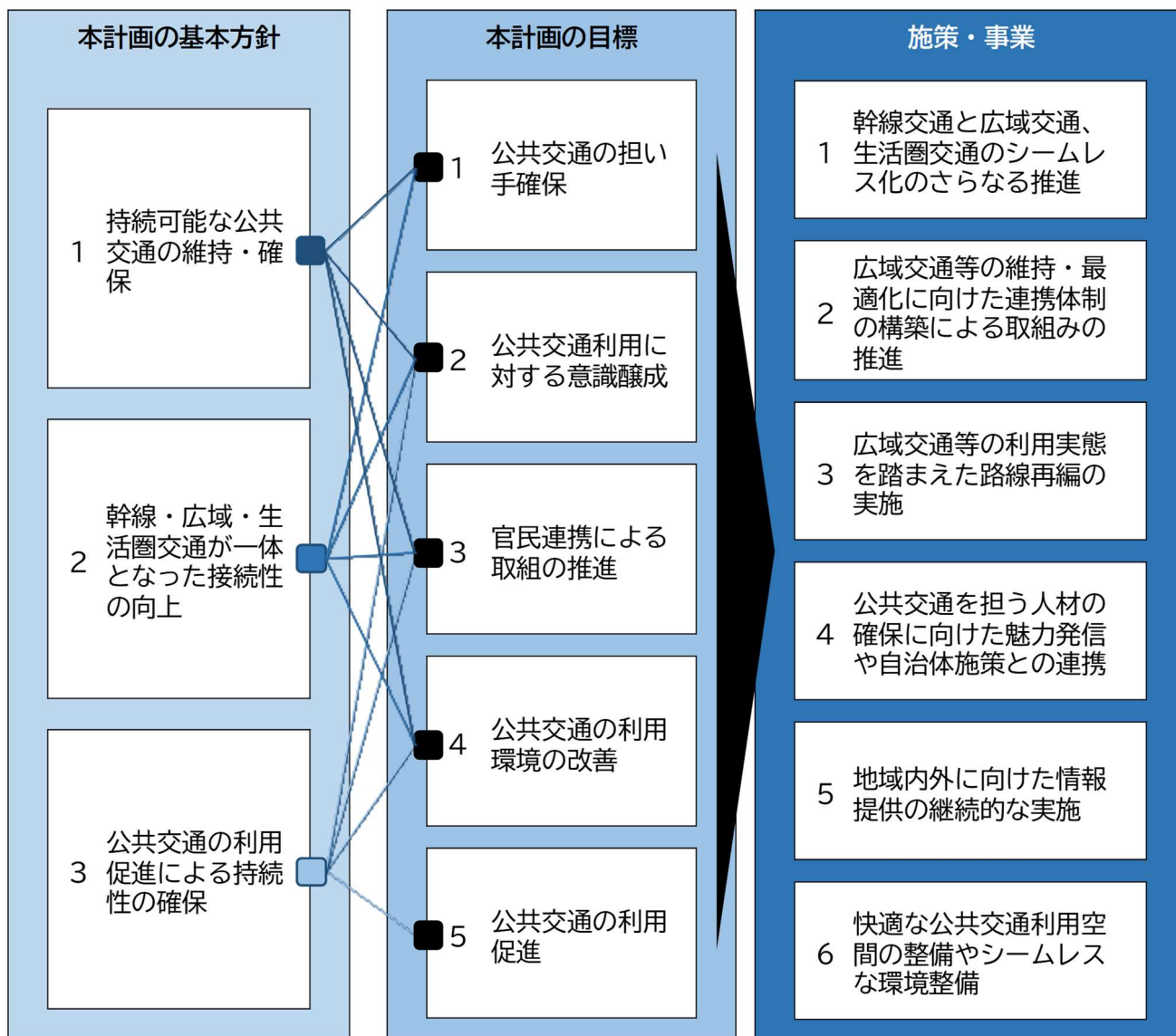


図 7-1 施策体系

7-2 | 各施策・事業の実施方針

各施策に関する取組内容は以下のとおりです。

(1) 幹線交通と広域交通、生活圏交通のシームレス化のさらなる推進

対応目標	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5
				○	○
目的等	●国・北海道・市町・交通事業者等が連携し、利用者利便性のさらなる向上を目指し、路線バス-路線バスや路線バス-JR などのモビリティ間の接続性を継続的に改善します。				
取組概要	1. 広域交通・生活圏交通は、各上位となる交通（広域交通の場合は幹線交通、生活圏交通の場合は広域交通）の運行時刻に可能な範囲で接続性を確保した運行計画を作成し、運行を行います。				
取組主体 ※事業実施団体 ・連携団体 ・協力団体等	・国 ・北海道 ・市町 ・交通事業者				
取組内容	国	・先進事例等の情報提供			
	北海道	・広域交通に係る交通事業者への意見出し ・市町、交通事業者との調整			
	市町	・広域交通に係る交通事業者への意見出し ・各市町内の生活圏交通に関わる運行計画の検討及びモビリティの運行 ・交通事業者との調整			
	交通事業者	・北海道、市町への協力 ・幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保 ・安全なモビリティの運行			
スケジュール	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度
	■先進事例等の情報提供				
	■広域交通に係る交通事業者への意見出し				
	■市町、交通事業者との調整				
	■幹線交通、広域交通、生活圏交通それぞれの接続性の確保				
	■生活圏交通に係る運行計画の検討及びモビリティの運行				